

地域包括ケア病棟のご案内

当院では地域の皆様に安心して生活していただけるよう、急性期治療後のリハビリや在宅復帰に向けた医療と支援を行うための「地域包括ケア病棟」を開設いたしました。

〔地域包括ケア病棟とは〕

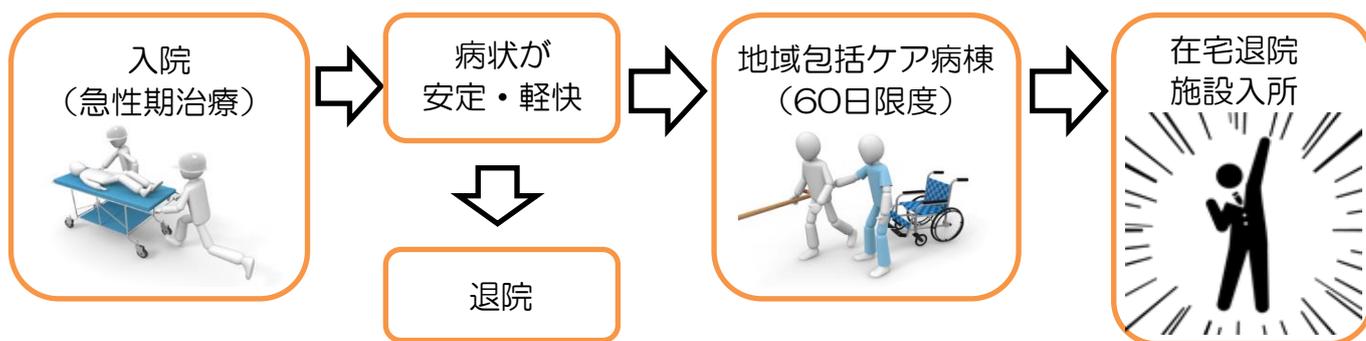
急性期の治療後、症状が安定した患者様には、本来であれば早期退院していただくことになっております。しかし、症状が安定したものの自宅での療養に不安のある方や、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者様も数多くいらっしゃいます。そういった方達に対して、自宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行うのが「地域包括ケア病棟」です。

当院の地域包括ケア病棟は29床（個室3室・2人床1室・4人床6室）です。医師や看護師、病棟担当のリハビリスタッフ等が在宅復帰に向けて治療・支援を行い、医療ソーシャルワーカーが患者様の退院支援と退院後のケアについてサポートをさせていただきます。

〔どんな場合に入院となるのか？〕

一般病棟から地域包括ケア病棟へ転棟していただく場合は、主治医が判断し患者様とご家族様に提案させていただきます。ご了解いただいた場合、地域包括ケア病棟にて引き続き入院となります。

対象となるのは在宅・在宅強化型老人介護保健施設や特別養護老人ホーム等の介護施設への移行が可能な方です。入院期間は状態に応じ調整いたしますが、最大60日が限度となっております。



〔入院費について〕

入院費は定額で、リハビリ・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・入院基本料等のほとんどの費用が含まれており、医療保険、高額医療費助成制度の対象となります。治療内容によっては、一般病棟より自己負担額が多くなることもあります。医療費の負担条件が定められておりますので、上限額には大きな差はありません。

※食事代、個室料金等は別途必要となります。

〔入院に対する留意点〕

一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療は可能ですが、一般病棟で行われる高額な医薬品の投与や特殊な検査・手術等には対応できません。

病状の変化により、集中的な治療が必要であると主治医が判断した場合、一般病棟へ転棟となる場合があります。



太田病院
地域包括ケア病棟